



発行 東京都

目次

規則

- 東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則……………（総務局行政改革推進部行政改革課）…二
 - 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）…二
 - 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部計画課）…六
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）…九
 - 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）…一〇
- 告 示
- 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等……………（戦略政策情報推進本部ICT推進部企画課）…一〇
 - 東京都屋外広告物条例施行規則別表第三 八の部6の項に規定する知事の定める地域又は場所の指定……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一〇
 - 市街地再開発組合の設立認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
 - 都営住宅の使用料の変更……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…二
 - 都営改良住宅の使用料の変更……………（同）…三
 - 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…四
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…四
 - 令和元年東京都告示第七十三号（東京都道路占用規則による徴収単価）の廃止……………（建設局道路管理部監察指導課）…六

公 告

- 昭和三十九年東京都告示第四号（東京消防庁公印規程）の一部改正……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…一〇
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………（同）…一〇
- 東京都体育館の休館日の変更……………（同）…一〇
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………（同）…一〇
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………（同）…一〇
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更……………（同）…一〇
- 東京武道館の休館日の変更……………（同）…一〇
- 東京武道館の開場時間の変更……………（同）…一〇
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………（同）…一〇
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更……………（同）…一〇
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更……………（同）…一〇
- 武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更……………（同）…一〇
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………（環境局総務部環境政策課）…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………（同）…四
- 令和二年四月一日付東京都告示第四百七十三号……………（同）…五

正 誤

規則

東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百十五号

東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則

東京都地方独立行政法人評価委員会規則(平成十七年東京都規則第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(書面による審議)

第三条 知事は、やむを得ない理由により、条例第七条の会議を開くことが困難であると認める場合には、議事に係る書面(電磁的記録によるものを含む。)を委員及び当該議事に関係のある臨時委員(次項において「臨時委員」という。)に送付することにより、委員会の議事について意見を求めることができる。

2 前項の場合において、委員及び臨時委員の過半数から委員長に対し、意見の提出があったときは、委員会の議事は、意見を提出したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会の議事に準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百十六号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(平成五年東京都規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「条例、定款その他の基本約款」や「登記事項証明書又は条例」に
加へ「及び経歴」を挿へ 「行おうとする老人ケアサービス事業」や「老人ケアサ
ビス事業」に 「又は認知症対応型老人共同生活援助事業」や 「認知症対応型老人共
同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業にあつては、次に掲げる事項」に 「及び
認知症対応型老人共同生活援助事業」や 「認知症対応型老人共同生活援助事業及び複
合型サービス福祉事業」に

「(1) 収支予算書

(2) 事業計画書

(3) その他知事が指示するもの」に改める。

別記第四号様式中「その他主な職員」及び「及び経歴」を挿へ

「(1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

(2) 施設を設置しようとする区域の区市町村の同意書(区市町村にあつては、

他の区市町村の区域に設置しようとする場合)

(3) 定款その他の基本約款(法人等の場合に限る。)

」に改める。

「登記事項証明書(法人等の場合に限る。)」に改める。

別記第七号様式から第十号の二様式までを次のように改める。

別記第7号様式 (第4条関係)

養護老人ホーム設置届

番号
年月日

東京都知事 殿

区市町村の名称
代表者氏名
印

下記のとおり養護老人ホームを設置するので、老人福祉法第15条第3項及び老人福祉法施行規則第2条の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他の主な職員の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日

(日本産業規格A列4番)

別記第8号様式 (第4条関係)

ユニット型特別養護老人ホーム設置届

番号
年月日

東京都知事 殿

区市町村の名称
代表者氏名
印

下記のとおりユニット型特別養護老人ホームを設置するので、老人福祉法第15条第3項及び老人福祉法施行規則第2条の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (以下「基準条例」という。) 第37条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程の内容
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、数及び職務の内容
 - (3) 入居定員
 - (4) ユニットの数及び各ユニットの入居定員
 - (5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
 - (6) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) 非常災害対策
 - (9) その他施設の運営に関する重要事項
- 4 入所者からの苦情を処理するための講ずる措置の概要
- 5 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 6 基準条例第43条において準用する基準条例第26条第1項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容 (同条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
- 7 施設の長その他の主な職員の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日

(日本産業規格A列4番)

別記第8号の2様式（第4条関係）

特別養護老人ホーム設置届		番	号
東京都知事	殿	年	月
区市町村の名称		日	
代表者氏名			
		印	
<p>下記のとおり特別養護老人ホームを設置するので、老人福祉法第15条第3項及び老人福祉法施行規則第2条の規定により届け出ます。</p>			
記			
<p>1 施設の種類、種類及び所在地</p> <p>2 建物の規模及び構造並びに設備の概要</p> <p>3 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「基準条例」という。）第13条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程の内容</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、教及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員</p> <p>(4) 入所者の処遇の内容及び費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p>(8) その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>4 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</p> <p>5 職員の勤務の体制及び勤務形態</p> <p>6 基準条例第26条第1項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（同条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）</p> <p>7 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴</p> <p>8 事業開始の予定年月日</p>			

(日本産業規格A列4番)

別記第9号様式（第4条関係）

養護老人ホーム設置認可申請書		年	月	日
東京都知事	殿			
法人の名称				
事務所の所在地				
代表者氏名				
		印		
<p>下記のとおり養護老人ホームの設置の認可を受けたいので、老人福祉法第15条第4項及び老人福祉法施行規則第3条の規定により申請します。</p>				
記				
<p>1 施設の種類、種類及び所在地</p> <p>2 建物の規模及び構造並びに設備の概要</p> <p>3 施設の運営の方針</p> <p>4 入所定員</p> <p>5 職員の定数及び職務の内容</p> <p>6 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴</p> <p>7 事業開始の予定年月日</p> <p>8 添付書類 登記事項証明書</p>				

(日本産業規格A列4番)

別記第10号様式 (第4条関係)

ユニット型特別養護老人ホーム設置認可申請書

東京都知事 殿

年 月 日

法人の名称
事務所の所在地
代表者氏名 印

下記のとおりユニット型特別養護老人ホームの設置の認可を受けたいので、老人福祉法第15条第4項及び老人福祉法施行規則第3条の規定により申請します。

記

- 1 施設の種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (以下「基準条例」という。) 第37条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程の内容
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、数及び職務の内容
 - (3) 入居定員
 - (4) ユニットの数及び各ユニットの入居定員
 - (5) 入所者へのサービスの提供の内容及び費用の額
 - (6) 施設の利用に当たつての留意事項
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) 非常災害対策
 - (9) その他施設の運営に関する重要事項
- 4 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 5 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 6 基準条例第43条において準用する基準条例第26条第1項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容 (同条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
- 7 施設の長その他の職員の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日
- 9 添付書類
登記事項証明書

(日本産業規格A列4番)

別記第10号の2様式 (第4条関係)

特別養護老人ホーム設置認可申請書

東京都知事 殿

年 月 日

法人の名称
事務所の所在地
代表者氏名 印

下記のとおり特別養護老人ホームの設置の認可を受けたいので、老人福祉法第15条第4項及び老人福祉法施行規則第3条の規定により申請します。

記

- 1 施設の種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (以下「基準条例」という。) 第13条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程の内容
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、数及び職務の内容
 - (3) 入所定員
 - (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
 - (5) 施設の利用に当たつての留意事項
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 非常災害対策
 - (8) その他施設の運営に関する重要事項
- 4 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 5 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 6 基準条例第26条第1項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容 (同条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
- 7 施設の長その他の職員の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日
- 9 添付書類
登記事項証明書

(日本産業規格A列4番)

附則

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の老人福祉法施行細則別記第一号様式、第四号様式及び第七号様式から第十号の二様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百十七号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和四十一年東京都規則第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「D1の1階層又はD1の2階層」を「D1階層又はD2の1階層」に改める。
別表第一(一)を次のように改める。

(一)

本人の属する世帯の階層区分	徴収金基準額(月額)	親助産施設	入所		
			入所以外	入所	
A 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円
B A階層を除き当該年度分(4月から6月までの月の費用の徴収については、前年度分とする。)	0円	0円	0円	0円	0円
C A階層を除き当該年度分(4月から6月までの月の費用の徴収については、前年度分とする。)	2,200円	4,500円	2,200円	4,500円	4,500円
D1 A階層及びB階層を除き当該年度分(4月から6月までの月の費用の徴収については、前年度分とする。)	3,300円	6,600円	3,300円	6,600円	6,600円
D2 D1の1階層又はD1の2階層	4,500円	9,000円	4,500円	9,000円	9,000円
D3 D2の1階層又はD2の2階層	6,700円	13,500円	6,700円	13,500円	13,500円
D4 D3の1階層又はD3の2階層	9,300円	18,700円	9,300円	18,700円	18,700円
D5 D4の1階層又はD4の2階層	14,500円	29,000円	14,500円	29,000円	29,000円
D6 D5の1階層又はD5の2階層	20,600円	41,200円	20,600円	41,200円	41,200円
D7 D6の1階層又はD6の2階層	27,100円	54,200円	27,100円	54,200円	54,200円
D8 D7の1階層又はD7の2階層	34,300円	68,700円	34,300円	68,700円	68,700円
D9 D8の1階層又はD8の2階層	42,500円	85,000円	42,500円	85,000円	85,000円
D10 D9の1階層又はD9の2階層	51,400円	102,900円	51,400円	102,900円	102,900円
D11 D10の1階層又はD10の2階層	61,200円	122,500円	61,200円	122,500円	122,500円
D12 D11の1階層又はD11の2階層	71,900円	143,800円	71,900円	143,800円	143,800円
D13 D12の1階層又はD12の2階層	83,300円	166,600円	83,300円	166,600円	166,600円
D14 D13の1階層又はD13の2階層	96,600円	191,200円	96,600円	191,200円	191,200円
D15 D14の1階層又はD14の2階層	111,000円	222,000円	111,000円	222,000円	222,000円

注1 助産の実施を行った妊産婦については、当該助産の実施が行われた期間にかかわらず、この表に掲げる徴収金基準額(次に掲げる場合に該当するときは、当該規定に定める額を加算した額)を徴収する。

(1) 出産育児一時金を受給した場合 当該出産育児一時金の額に、B階層にあつては10パーセント、C階層にあつては15パーセント、D階層のうち特別区民税所得割又は市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては25パーセントをそれぞれ乗じて得た額

注2 この表に掲げる徴収金基礎額が、その月におけるその児童等に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。

注3 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び同法第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条（同法第73条第1項により準用する場合を含む。）に規定する特別区民税又は市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

注4 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有するものときは、これらのものを指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして、所得割の額を算定するものとする。

注5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（同法第292条第1項第13号に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、特別区民税又は市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、特別区民税又は市町村民税非課税として取り扱う者以外のものについては、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

注6 注1から注5までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

「表第1」及び「表第2」（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）及び「表第3」ときは、「表第1」及び「表第2」が「表第3」に「特別区民税又は」及び「所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）」及び「基礎控除額」に「表第4」（他の者の生計同一配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）及び「表第5」（「表第1」を有し）の次に「表第6」を加え、「表第7」を加え、「表第8」を加え、「表第9」を加え、「表第10」の次に次の「表」を加える。

（一）	人の属する世帯の階層区分	徴収金基準額（月額）
A	生活保護法による被保護世帯（高齢世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 指定養護支援医療機関 0円
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯	0円
C	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	4,500円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	6,600円
D2	所得割又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	9,000円
D3	所得割又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	13,500円
D4	所得割又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	18,700円
D5	所得割又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	29,000円
D6	所得割又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	41,200円
D7	所得割又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	54,200円
D8	所得割又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	68,700円
D9	所得割又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	85,000円
D10	所得割又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	102,900円
D11	所得割又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	122,500円
D12	所得割又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	143,800円
D13	所得割又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	166,600円
D14	所得割又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	191,200円
D15	所得割又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのものである（所得割の額のない世帯）	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額

注1 この表に掲げる徴収金基準額が、その月におけるその児童等に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。

注2 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条（同法第377条第1項により準用する場合を含む。）に規定する特別区民税又は市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

注3 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「16歳未満扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（16歳未満扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（16歳未満扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

注4 所得割の額を算定する場合には、児童等及び児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有するものであるときは、これらのものを指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして、所得割の額を算定するものとする。

注5 次の山から③までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、特別区民税又は市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、特別区民税又は市町村民税非課税として取り扱う者以外のものである場合は、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては55万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻による配偶者となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子（前年の所得が500万円以下であるもの）

(3) 婚姻によらなかつた父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

注6 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定養護支援医療機関へ入所した児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該児童等に係る費用については徴収しないものとする。ただし、当該費用のうち、実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

注7 注1から注6までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- この規則は、令和二年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 施行日の前日から引き続き児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号(障害児入所施設への入所に限る。)又は同条第二項の規定により措置を受けている児童に係る本人又はその扶養義務者(以下「本人等」という。)から徴収する費用の額については、この規則による改正後の児童福祉法施行細則別表第一(以下「改正後の別表」という。)の規定により算出した額(以下「新徴収金基準額」という。)が、この規則による改正前の児童福祉法施行細則別表第一(以下「旧徴収金基準額」という。)を超えるときは、施行日から新徴収金基準額が旧徴収金基準額以下となり、改正後の別表を適用するまでの間は、旧徴収金基準額をもって、本人等の徴収金基準額とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記第十一号様式中「ご注意」を「御注意」に、

年齢	性別	年齢	続柄	性別	続柄
男・女	を	に	を	を	に

改める。

別記第十一号様式の二中「ご注意」を「御注意」に、「ご記載」を「御記載」に

年齢	性別	年齢	続柄	性別	続柄
男・女	を	に	を	を	に

改める。

別記第十一号様式の三中「第8条、第9条、第10条」を「第8条-第10条」に

生年月日	年	月	日	性別	男・女
を	を	を	を	を	を

生年月日	年	月	日
を	を	を	に改める。

別記第十二号様式中

年	月	日生(歳)	男・女
を	を	を	を

年	月	日生(歳)
を	を	に改める。

別記第十二号の二様式中

患者氏名	性別
を	を

患者氏名
に

「精神保健医」を「精神保健指指定医」に改める。

別記第十五号様式及び第十六号様式中

フリガナ	性別
氏名	男・女
を	を

フリガナ
氏名
に改める。

附則

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第十一号様式から第十二号の二様式まで、第十五号様式及び第十六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百十九号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二 一の項中

和 田 堀 公 園	一平方メートル	一月	六百七十円
和 田 堀 公 園	一平方メートル	一月	六百七十円
高 井 戸 公 園	一平方メートル	一月	七百三十五円

改め、同表二の部(二)の項中「四十一万六千六百円」を「八十六万四千三百円」に改める。

附則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第九百四号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年東京都規則第三百一号)第三条の規定により、東京都行政手続等における情報通信の技

術の利用に関する条例(平成十六年東京都条例第四百七十七号)を適用し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり手続等の根拠となる条例等の名称、条項、電子化開始日及び対象手続等の名称を告示する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

根拠となる条例等の名称	条項	電子化開始日	対象手続等
東京都宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年東京都規則第四十七号)	第十八条の三第四項	令和二年六月三十日	業務場所に係る届出(東京都知事の免許を受けている者に限る。)
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)	第五十七条第三項	令和二年八月一日	土地利用の履歴等調査の届出

●東京都告示第九百五号

東京都屋外広告物条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第二百二十三号)別表第三の部6の項に規定する知事の定める地域又は場所は、次のとおりとする。

令和二年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 平成十九年東京都告示第四百七十九号により指定された区域

二 平成十九年東京都告示第四百八十号により指定された区域

三 平成二十年東京都告示第四百五十二号により指定された区域

四 平成二十二年東京都告示第九十号により指定された区域

五 平成二十二年東京都告示第九十一号により指定された区域

六 平成二十七年東京都告示第七百九十五号により指定された区域

七 平成二十八年東京都告示第一千三百十五号により指定された区域

附則

この告示は、令和二年七月一日から施行する。

●東京都告示第九百六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき豊海地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

豊海地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年六月三十日から令和九年十二月三十一日まで

三 施行地区

中央区豊海町及び勝どき六丁目各地内

四 事務所の所在地

中央区豊海町二番二十四号

五 設立認可の年月日

令和二年六月三十日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和二年六月三十日

●東京都告示第九百七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和二年七月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区勝どき6-6		51.2	1	45,100	93,200
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18		34.3	1	33,100	72,400
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18		42.2	1	40,900	80,000
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)	港区港南4-5		37.3	1	34,600	77,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイツイアパート(17号棟)	新宿区戸山2-17		38.3	2	32,100	66,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツイアパート(31号棟)	新宿区戸山2-31		38.3	1	32,000	66,400
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27		42.2	1	29,800	61,500
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10		55.9	1	40,200	74,300
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7-57		42.2	1	34,400	49,400
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート(35号棟)	江東区東砂7-17		51.2	1	41,900	70,800
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(3号棟)	江東区南砂5-24		33.4	1	26,000	41,200
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)	江東区東陽3-22		34.4	1	27,900	35,600
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)	江東区東雲1-7		34.3	1	27,600	48,900
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(3号棟)	江東区東雲1-8		34.3	2	27,600	48,900
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7		34.4	1	30,100	70,900
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1		59.6	1	52,300	94,600
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート(5号棟)	大田区西糀谷2-26		39.0	1	31,300	52,500
一般都営	中層耐火	萩中一丁目アパート(12号棟)	大田区萩中1-3		39.0	1	31,100	58,900
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(4号棟)	世田谷区喜多見2-10		51.0	1	40,300	67,400
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)	北区滝野川3-80		42.2	1	33,500	50,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)	北区滝野川3-80		37.3	1	29,600	46,200
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(10号棟)	北区赤羽西5-7		40.6	1	31,900	46,300
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(13号棟)	荒川区東日暮里1-17		37.9	1	27,100	43,600
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(3号棟)	板橋区坂下1-11		36.1	1	26,900	40,300
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(10号棟)	板橋区坂下1-8		42.2	1	31,600	46,400
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(11号棟)	板橋区新河岸2-10		39.0	1	27,800	35,400
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-15		51.2	1	39,100	70,400
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート(1号棟)	練馬区平和台2-45		55.9	1	44,700	94,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート(8号棟)	練馬区南田中3-31		33.4	1	24,200	48,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(10号棟)	練馬区高野台1-1		37.0	1	26,700	50,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(25号棟)	練馬区南田中5-25		32.6	1	23,600	44,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(28号棟)	練馬区南田中5-25		32.6	1	23,600	44,700

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	南田中アパート(30号棟)	練馬区石神井町1-1		32.6	2	23,600	44,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(33号棟)	練馬区石神井町1-1		36.4	1	26,800	52,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(34号棟)	練馬区石神井町1-1		36.4	1	26,800	52,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(23号棟)	練馬区南田中5-25		32.6	1	23,600	44,700
一般都営	中層耐火	貫井一丁目第2アパート(1号棟)	練馬区貫井1-25		55.9	1	43,800	83,300
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(3号棟)	足立区保木間5-32		59.6	1	43,100	74,400
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(5号棟)	足立区六月2-29		55.9	1	40,700	69,800
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート(2号棟)	足立区青井4-36		51.0	1	38,000	73,600
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート(5号棟)	足立区弘道2-10		69.9	1	52,400	100,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号棟)	足立区南花畑5-15		33.4	1	22,200	33,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(4号棟)	足立区南花畑5-15		37.3	1	24,800	39,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(22号棟)	足立区南花畑5-15		37.3	1	24,800	39,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34		33.6	1	23,100	31,200
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(3号棟)	足立区辰沼1-2		37.7	1	25,400	40,300
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(13号棟)	足立区六木1-5		35.7	1	24,100	37,600
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(18号棟)	足立区六木1-5		40.5	1	27,500	43,500
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(13号棟)	足立区鹿浜5-24		41.0	2	28,200	44,100
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(10号棟)	足立区花畑8-4		42.0	1	28,100	43,100
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑8-4		42.0	1	28,100	43,100
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14		43.6	1	30,400	41,500
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(3号棟)	足立区入谷8-16		55.9	1	39,500	65,900
一般都営	中層耐火	亀有四丁目アパート(12号棟)	葛飾区亀有4-11		51.0	1	37,300	68,000
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1		51.2	1	38,900	65,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4		34.4	1	25,300	43,400
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(7号棟)	江戸川区平井3-4		33.4	1	24,500	38,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4		37.9	1	27,800	47,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4		34.4	2	25,300	43,400
一般都営	中層耐火	平井四丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区平井7-10		39.0	1	28,500	43,200
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート	江戸川区中葛西4-9		51.2	1	39,700	62,400
一般都営	中層耐火	本一色町アパート(1号棟)	江戸川区本一色3-33		53.6	1	40,600	64,600
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-8		55.9	1	44,100	78,800
一般都営	高層耐火	八王子石川町アパート(1号棟)	八王子市石川町2955		42.2	1	20,700	41,000

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-5号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	43,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(5-1号棟)	八王子市松が谷5	56.8	1	30,900	58,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(9-1号棟)	八王子市松が谷9-1	62.1	1	35,800	71,800
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート(1号棟)	三鷹市中原4-17	42.3	1	29,900	48,600
一般都営	高層耐火	中原四丁目第1アパート(2号棟)	三鷹市中原4-17	43.9	1	31,100	57,900
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート(4号棟)	府中市天神町2-10	62.1	1	39,900	92,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8-15	45.1	1	25,100	55,800
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(3号棟)	調布市下石原1-15-1	62.1	1	38,300	91,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(15号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	59,400
一般都営	中層耐火	忠生二丁目アパート(1号棟)	町田市忠生2-26-8	51.0	1	27,400	50,600
一般都営	中層耐火	忠生三丁目アパート	町田市忠生3-6-21	55.9	1	30,100	55,800
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(4号棟)	町田市忠生4-6-1	55.9	1	30,300	57,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	29,700	58,800
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,200	59,800
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)	町田市相原町3190	55.9	2	30,200	59,800
一般都営	中層耐火	小金井本町二丁目アパート(8号棟)	小金井市本町2-15	39.0	1	20,500	54,000
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート(1号棟)	日野市三沢1130-2	38.3	1	18,200	37,000
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート(25号棟)	国分寺市南町3-9	59.6	1	37,600	102,100
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(12号棟)	国立市北3-22	51.0	1	30,000	63,500
一般都営	中層耐火	国立東三丁目アパート(1号棟)	国立市東3-17-31	51.0	1	28,100	60,900
一般都営	中層耐火	田無本町四丁目アパート(2号棟)	西東京市田無町4-14	51.0	1	30,000	70,500
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(5号棟)	西東京市南町3-23	61.3	1	38,300	90,700
一般都営	中層耐火	東伏見二丁目第2アパート(5号棟)	西東京市東伏見2-15	63.2	1	41,500	95,400
一般都営	高層耐火	柳沢一丁目アパート(1号棟)	西東京市柳沢1-15	61.5	1	40,400	94,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(37号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-10号棟)	多摩市諏訪4-3-10	37.7	2	17,400	30,500
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-1号棟)	多摩市愛宕2-1	38.7	1	18,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-1号棟)	多摩市愛宕3-4-1	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-2号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	39,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-2号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	63.0	1	32,000	48,000

●東京都告示第九百八号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
 三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
 営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和二年七月一
 日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告
 示する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(7号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	平井一丁目アパート(8号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	2	24,700

●東京都告示第九百九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

名	称	位	置	区画数
南水元三丁目アパート	葛飾区南水元三丁目	六九区画	三番	
駐車場				

●東京都告示第九百十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月三十日

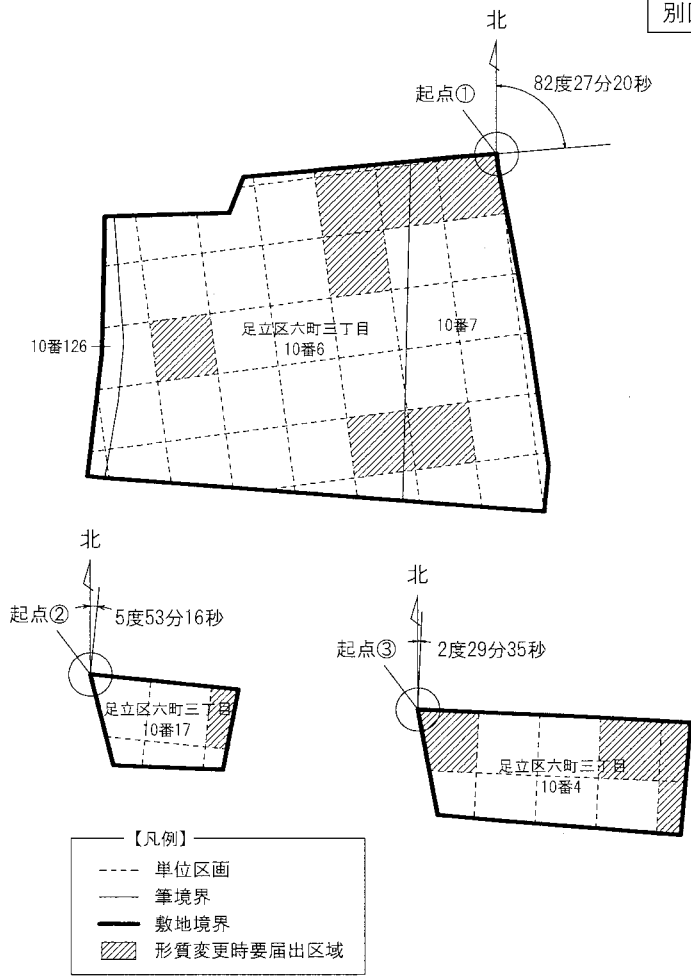
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区六町三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度】

①	82度27分20秒
②	5度53分16秒
③	2度29分35秒

※格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

①	起点①は、足立区六町三丁目10番7の最北端とする。
②	起点②は、足立区六町三丁目10番17の最北端とする。
③	起点③は、足立区六町三丁目10番4の最北端とする。

●東京都告示第九百十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

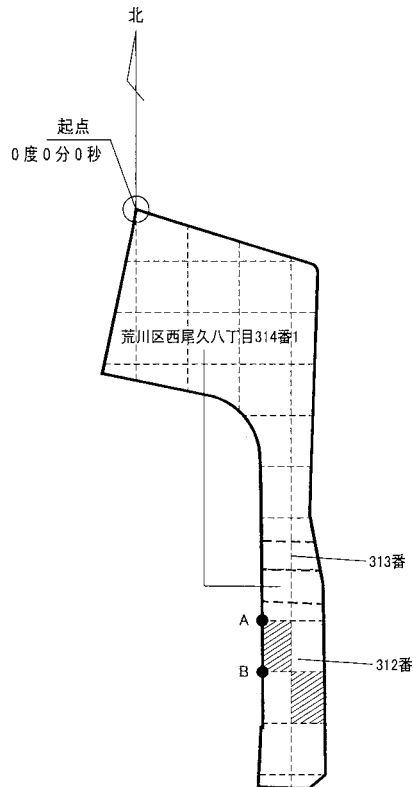
令和二年六月三十日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区西尾久八丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡 例】

- 単位区画
- . - . - 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、荒川区西尾久八丁目314番1の最北端とする。

【格子の回転角度(0度 0分 0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

点A : X : -27465.328 Y : -6855.606

点B : X : -27475.328 Y : -6855.644 (世界測地系)

●東京都告示第九百十二号

令和元年東京都告示第七十三号(東京都道路占用規則による徴収単価)は、令和二年六月三十日限り廃止する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第九百十三号

東京都道路占用規則(昭和五十二年東京都規則第三百三十二号)第十七条の規定に基づき、徴収単価を別表のとおり定め、令和二年七月一日から施行する。ただし、この徴収単価によるものが困難なものについては、別途算出した単価による。

なお、この告示の施行の前日に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

令和二年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

とする。

五 昼夜連続施工の場合の道路掘削復旧工事監督事務費の単価は、昼間単価に夜間単価を加えた額の二分の一とする。

●東京都告示第九百十四号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、令和元年東京都告示第二百九号で規模を変更した港湾施設について、変更年月日を次のとおり変更する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	所在地	変更前	変更後
客船	青海客	敷地面積	江東区青	令和二年	令和二年
ターミナル	船ターミナル	一四、四	海二丁目	七月一日	七月二十七日
施設	四平方メートル	八番十一			

●東京都告示第九百十五号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、令和元年東京都告示第二百十号で供用を開始した港湾施設について、開始年月日を次のとおり変更する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類 名称 規模 所在地

開始年月日

栈橋	東京国際クルーズふ頭	延長三七〇メートル	江東区青海二丁目	令和二年七月一日	令和二年七月二十七日
	頭	(一)一・五メートル	地先		

同右	同右	延長五七・五メートル	同右	同右	同右
同右	同右	〇メートル	同右	同右	同右

船舶給水施設	東京国際クルーズふ頭	給水栓九箇所	同右	同右	同右
給水施設	頭				

●東京都告示第九百十六号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、令和元年東京都告示第二百十一号で供用を開始した港湾施設について、開始年月日を次のとおり変更する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	構造	所在地	変更前	変更後
客船	東京国際クルーズ	延床面積一九・一	鉄骨造四階建	江東区青海二丁目	令和二年七月一日	令和二年七月二十七日
ターミナル	ターミナル	敷地面積一九・四		同		
施設	ターミナル	敷地面積八〇・五		同		

ターミナル	敷地面積	一九・四		同		
施設	ターミナル	敷地面積		同		

●東京都告示第九百十七号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、令和二年東京都告示第三百九十五号で供用を中止した港湾施設のうち、次の施設について、供用中止期間を変更する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	所在地	変更前	変更後
港湾労働者用厚生施設	港湾労働者用ターミナル	二一六・一二平方メートル	中央区晴海五丁目七番一号	令和二年四月一日	令和二年四月一日
	休憩所	二平方メートル		令和二年十一月三	令和二年六月三十日

告示(消)

●東京消防庁告示第14号

東京消防庁公印規程(昭和46年4月東京消防庁告示第4号)の一部を次のように改正する。

令和2年6月30日

東京消防庁

消防總監 安藤 俊雄

別記第1中

学校副校長印	11の2	方23ミナメートル	学校副校長の一般文書用	校務課長	校務課庶務係長
--------	------	-----------	-------------	------	---------

部 長 印	11の2	同	総務部 施設課、 人事部 厚生課 及び防 災部水 利課の 一般文 書専用	施設課 長、厚 生課長 及び水 利課長	施設課 係長、厚 生課係 長及び水 利課係 長
学校副 校長印	11の3	同	方23 ミリ メートル 学校副 校長の 一般文 書用	校務課 長	校務課 係長

改める。

「11の2
東京消防庁
消防学校
副校長」

別記第2中

を

「11の2

11の3

何部何課
東京消防庁
何部
専

東京消防庁
消防学校
副校長

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所

二 代表者の氏名

伊東 敦子（鈴木 敦子）

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田小川町二丁目三番地十二

四 更新された認定の有効期間

令和二年一月二十三日から令和七年一月二十二日まで

東京体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の施設の休館日を次のように変更する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

開館 令和二年七月二十日、同年八月十七日及び同年九月二十三日

二 理由

使用者の利便性の向上のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

令和二年七月一日から同月三日まで、同月六日、同月七日、同年八月十日、同月十七日、同月十八日、同月二十四日、同月三十一日、同年九月七日、同月十四日、同月十五日、同月二十三日及び同月二十八日

(二) 第一球技場、第二球技場、テニスコート及び軟式野球場

令和二年七月六日、同月二十日、同年八月三日、同月十七日、同年九月七日及び同月二十八日

(三) 補助競技場

令和二年七月六日、同月二十日、同年八月三日、同月十七日、同年九月七日、同月二十八日及び同月二十九日

(四) 硬式野球場

令和二年七月六日、同年八月三日、同月十七日、同年九月七日及び同月二十八日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 体育館

開館 令和二年八月十七日及び同年九月二十二日

休館 令和二年七月六日、同年八月三日及び同年九月七日から同月十一日まで

(二) 屋内球技場

開館 令和二年八月十七日及び同年九月二十二日

休館 令和二年七月六日、同年八月三日及び同年九月七日

(三) トレーニングルーム及び弓道場

開館 令和二年七月二十日、同年八月十七日及び同年九月二十二日

休館 令和二年七月六日、同年八月三日及び同年九月二十八日

(四) プール

休館 令和二年七月一日から同年九月十五日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。ただし、プールは、施設

の老朽化により開館することが困難であるため休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

(一) 陸上競技場及び第一球技場

令和二年七月一日から同年九月三十日まで

午前八時三十分から午後五時まで

(二) 補助競技場

令和二年九月八日

午後五時から午後九時まで

(三) テニスコート

ア 令和二年七月十三日、同月二十七日及び同年八月三十一日

午後零時三十分から午後六時三十分まで

イ 令和二年九月十四日及び同月二十三日

午後零時三十分から午後四時三十分まで

ウ 令和二年九月十五日から同月三十日まで(同月二十三日を除く。)

午前八時三十分から午後四時三十分まで

(四) 軟式野球場

ア 令和二年七月十三日、同月二十七日、同年八月十

一日、同月三十一日及び同年九月十四日

午前八時三十分から午後零時三十分まで

イ 令和二年九月十五日から同月三十日まで

午前八時三十分から午後四時三十分まで

(五) 硬式野球場

令和二年八月十一日、同月三十一日、同年九月十四日及び同月二十三日

午後零時三十分から午後九時まで

(六) トレーニングルーム

ア 令和二年七月一日から同年九月三十日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

イ 令和二年七月一日から同年九月三十日までの(六)アの期日を除く開館日

午前九時から午後九時三十分まで

午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため

東京都武道館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京都武道館の休館日を次のように変更する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

<p>開館 令和二年七月二十日、同年八月十七日及び同年九月二十三日</p> <p>休館 令和二年七月七日、同年八月十一日及び同年九月十四日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。</p>	<p>東京武道館の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和二年六月三十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名 トレーニングルーム</p> <p>二 期日 令和二年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日</p> <p>三 開場時間 午前九時から午後十時まで</p> <p>四 理由 使用者の利便性の向上のため</p>	<p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳</p>
<p>国際水泳場の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和二年六月三十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 開館 令和二年七月二十日、同年八月十七日及び同年九月二十三日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため</p>	<p>若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更に ついて</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和二年六月三十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 開館 令和二年七月二十八日、同年八月四日、同月十一日、同月十八日、同月二十五日及び同年九月二十二日</p> <p>休館 令和二年九月二十三日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。</p>	<p>若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更 について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜</p>
<p>公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和二年六月三十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 令和二年七月四日、同月五日、同月十一日、同月十二日、同月十八日、同月十九日、同月二十三日から同月二十六日まで、同年八月一日、同月二日、同月八日から同月十日まで、同月十五日、同月十六日、同月二十二日、同月二十三日、同月二十九日、同月三十日、同年九月五日、同月六日、同月十二日、同月十三日、同月十九日から同月二十二日まで、同月二十六日及び同月二十七日</p> <p>二 開場時間 午前八時から午後六時まで</p> <p>三 理由 使用者の利便性の向上のため</p>	<p>武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更に ついて</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日を次のように変更する。</p> <p>令和二年六月三十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 開館 令和二年七月二十日、同年八月十七日及び同年九月二十一日</p> <p>休館 令和二年八月十九日及び同年九月十六日</p> <p>二 理由</p>	<p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳</p>

使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年六月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市八幡町三丁目五百八十八番

武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十一番十一号
アグレ都市デザイン株式会社

代表取締役 大林 竜一

小平市小川町二丁目千九百四十四番十一から同番十九まで及び千九百四十六番六

東大和市向原六丁目九百三十八番の二明恵ビル一階
株式会社住健プランニング

代表取締役 中澤 清

東村山市恩多町五丁目一番九の二部（第二工区）

西東京市東伏見三丁目八番十三号
ティーアラウンド株式会社

代表取締役 大橋 博範

東村山市恩多町五丁目一番九の一部（第三工区）

西東京市東伏見三丁目八番十三号
ティーアラウンド株式会社

代表取締役 大橋 博範

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、（仮称）新ごみ焼却施設整備事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

小平・村山・大和衛生組合
管理者 小林 正則

小平市中島町二番一号

二 対象事業の名称

（仮称）新ごみ焼却施設整備事業

三 工事着手の予定年月日

令和二年七月一日

四 工事完了の予定年月日

令和十年三月三十一日

五 届出日

令和二年六月十五日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に（一）氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）（二）住所（団体にあつては所在地）（三）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年六月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和二年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名
いなげや調布仙川店

二 店舗所在地
調布市仙川町三丁目四番地一

三 設置者名
株式会社いなげや

四 設置者住所
立川市栄町六丁目一番地の一

五 変更前の設置者の代表者名
成瀬 直人

六 変更後の設置者の代表者名
本杉 吉員

七 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社いなげやほか四名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社いなげやほか四名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社いなげやほか三名

十 変更前の小売業者の代表者名
成瀬 直人（株式会社いなげや）

十一 変更後の小売業者の代表者名
本杉 吉員（株式会社いなげや）

十二 変更日
令和二年四月一日ほか

十三 届出日
令和二年六月四日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番

<p>十五 縦覧期間 令和二年六月三十日から同年十月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 いなげや府中浅間町店</p> <p>二 店舗所在地 府中市浅間町三丁目二番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社いなげや</p> <p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 成瀬 直人</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 本杉 吉員</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか一名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか一名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげや</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 成瀬 直人</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 本杉 吉員</p> <p>十二 変更日 令和二年四月一日</p> <p>十三 届出日 令和二年六月四日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>十五 縦覧期間 令和二年六月三十日から同年十月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 東京サンビルディング</p> <p>二 店舗所在地 荒川区東日暮里五丁目七番一号</p> <p>三 設置者名 株式会社サビアコーポレーション</p> <p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 吉村 亨</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 宮島 智美</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか一名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか一名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげや</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 正敏</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 本杉 吉員</p> <p>十二 変更日 令和二年四月一日ほか</p> <p>十三 届出日 令和二年六月四日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和二年六月三十日から同年十月</p>
<p>十六 縦覧時間 三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>午後九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和二年六月三十日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名、店舗所在地及び設置者名</p> <p>(一)ア 店舗名 (仮称)東京2020大会時イベン トスペース</p> <p>イ 店舗所在地 江東区青海一丁目一番</p> <p>ウ 設置者名 公益財団法人東京オリンピック・パ ラリンピック競技大会組織委員会</p> <p>(二)ア 店舗名 コジマ×ビックカメラ豊玉店</p> <p>イ 店舗所在地 練馬区豊玉中二丁目二十八番十号</p> <p>ウ 設置者名 内織商事有会社</p> <p>(三)ア 店舗名 msb Tamachi田町ステ ーションタワーS・タワーN</p> <p>イ 店舗所在地 港区芝浦三丁目一番二十一号ほか</p> <p>ウ 設置者名 東京ガス不動産株式会社ほか二名</p> <p>(四)ア 店舗名 フォレオ青梅今井</p> <p>イ 店舗所在地 青梅市今井三丁目十番地九ほか</p>

正 誤

○令和二年四月一日付東京都告示第四百七十三号

ページ一段一行一誤一正

増刊
三 50

中

一五

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
令和二年四月一日から同年六月三十日まで

ウ 設置者名 三井住友信託銀行株式会社

(五)ア 店舗名 ヒューリック銀座教寄屋橋ビル

イ 店舗所在地 中央区銀座四丁目二番十一号

ウ 設置者名 ヒューリック株式会社

(六)ア 店舗名 GINZA SIX

イ 店舗所在地 中央区銀座六丁目十番一号ほか

ウ 設置者名 株式会社大丸松坂屋百貨店ほか四名

二 東京都の意見の概要

ア 概要

一(一)から(六)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 令和二年六月十二日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

令和二年六月三十日から同年七月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

